

理 集 発 行 代表社員・税理士
CFP・TLC 北村喜久則 代表社員・税理士 行 政 書 士 北 村 秀

顧問税理士

神田福男・月岡直樹 慎・鷲見守夫 星野

事務所 〒336-0022 さいたま市南区白幡4-1-19 TSKビル5F TEL 048 (866) 9734代

FAX 048 (866) 8591 http://www.yamatotax.com mail tax@yamatotax.or.jp

## (師走) DECEMBER

日	•	8	22
月	•	9	23
火	0	10	24
水	0	11	25
木	0	12	26
金	0	13	27
土	•	14	28
日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	•
木	5	19	٠
金	6	20	۰
+	7	21	

## 12月の税務と労務

税/給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

税/給与所得者の基礎控除申告 書兼配偶者控除等申告書兼 所得金額調整控除申告書・ 保険料控除申告書・住宅借 入金等特別控除申告書の提

今年最後の給与を支払う前日

国 税/11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税/10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)1月6日

国 税/4月決算法人の中間申告

1月6日 国 税/1月、4月、7月決算法人の 消費税の中間申告(年3回 の場合) 1月6日

地方税/固定資産税(都市計画税) 第3期分の納付

市町村の条例で定める日

務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

### ワンポイント 預貯金口座付番制度

預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ることで、預貯金 口座にマイナンバーを付番することができる制度が「預貯金口座付 番制度」です。届出は任意。付番により今後、相続時や災害時に、 一つの金融機関の窓口でマイナンバーが付番された預貯金口座の 所在を確認できるようになるメリットがあります。

# 令和6年分 未調整のポイント

L

します。

ĩ 増 入されたことで えています j 保険料控除 年 -は定額 上除 等 申 告 · 0 減時 務 税 期 でとな 0 制 負度 担が n

年創訂

なども行

われてい

、ますの にしたい

の住険地

あ

めたり注

意

を確認していきます。

設や ま

簡

な扶

人養控

-告書

書

0) の改 末

社会保険料 以 れ最 二参 下一 ず、 につ 初 毎 に、 「給与等」)、天引きした?月支払った給与や賞与 照 e V 7 や源泉徴収税 年 押さえておきます 末 調 対 して令 0) 基 額を 本的 和 6 集 年 な

年

調

整

0)

流

ħ

合

計

額

で

求

سلح

す。 ます。 税率を乗じて所得税額を算出しと課税所得金額を計算し、所得 と課税所得金額を計算し、に、所得控除の額(【表】 といいます。 受ける場合は、 された各種 た所得税額を「年調所得税 を ここまでの手続きで算出 与所得 計算した後 住 合は、税額を控除し、 控除 申告 後 内容をもと 員 給 か与 5 参照 提 0) 額 ま を 出 年場額

給与所得以外の税は、年末調整の 計 減 人実 なると見込まれる人に対して 所与 税 3 ここで、 万円 得金額 します。 の 事 務を行います。、今年導入され が1805万円以下の外の所得を含めた合 1 一定額 0) 対象者 一減生稅 つき3 計 額 0 定額 た定 は、 配偶 いうち、 Ĥ 減 額

> う 欄

まの

2 計 税 出の した年 観を控 算します 1 -%を乗 除 調 ï 所 の得税額からの表す。 た年 調 祝額に10 年 定ほ 間 額 減算 足の

0

額源 0) 泉徴収税額を比較 精 算 を 行 e V 、ます。 į ع 1 過 年 不

控 除 しきれない 場合 

ません。 に市 係 る源 1 なります。 減 令 町村 税和 月 泉以 可 6 控 微収 から給付を受けること 降に支給する給与等に一除しきれない金額は翌 能 年 除しきれ 額を 分 税額 0) 控得 から控除 ない L 税 ž 額 金額 れか はし な 5 は い定

保険料控除申 告 書 0) 改 訂 

É 保令和 震 す 0) 具 の保 体 0) 保的 料 家財を利用している者等 対険 6 あ険 に係る「あなたとの 象となった家屋 料控除欄 13 控 年 -分から、 金 は、 なたとの 除 等 申 の生 告 一命保 のうちの 書 が給 続 人 険 変 与 柄 等 更 料 所 欄 さ得 13 控 の除

各種申告書の受理と内容確認

- (1) 扶養控除等(異動)申告書
- 基礎控除申告書 (2)
- (3) 配偶者控除等申告書
- 定額減税のための申告書 (4)
- 所得金額調整控除申告書 (5)
- 保険料控除申告書
- (特定增改築等) 住宅借 入金等特別控除申告書

 $(2)\sim(5)$ 1枚の用紙です

### 年末調整の流れ 义

- 給与・社会保険料・徴収税額の集計
- 給与所得控除後の給与等の金額の計算
- 1 課税給与所得金額の計算
- 1 年調所得税額の計算
- 1 定額減税額の控除
- 1 年調年税額の計算
- 過不足額の精算
  - ・ 過納額の還付 不足額の徴収

年末調整

で利5年度税制が や従たる給 いら前にの がない (異動 年に支払っ 書類に記 い場合には、異動知に記載した事項に支払者に提出して事項に支払者に提出しての決定の事項にのいての扶照のでの決定を対していての決定を対していての決定を対している。 加に与与さ、所所 n 定得得 額 まし 智利の 減税 税に偶と た。 K 偶者 対応 係 いる記載欄が 日控除等申告書い になっため、 が追書給給 が告

簡

易な扶養控除等

申

書

まし

源

泉徴

収

簿

0)

改

訂

記 n が な 載をした申 ました。 の異 がい かできるようにない旨の記載による 動 が な 11 旨

続析」欄、

一欄のうちの「あなたとを負担することになって

社会保険料

控

除 欄

0

のい保

出欄

が削除されました。

額

1減税

元のため

Ó

申告書

ウ 申 の ト 告 扶 利控易 告 控除等申告書としても易な給与所得者の扶養ウト修正が行われ、簡甲告書についてレイア 簡易な扶 告 扶 用できるように そこで、給与所得者 書」と言 控除等 います。 養控除等申 ・告書を、 (異動) になり

## 表 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控 除 額
社会保険料控除	0	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	0	掛金の合計額
生命保険料控除	0	① 一 般:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療:最高4万円 ①・②・③合計で最高12万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用(最高5万円)を受けることができます。
地震保険料控除	0	地 震:最高5万円 旧長期損害:最高1万5千円 合計で最高5万円
寡婦控除	0	27万円
ひとり親控除	0	35万円
勤労学生控除	0	27万円
障害者控除	0	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	0	一般の控除対象配偶者:最高38万円 老人控除対象配偶者:最高48万円
配偶者特別控除	0	最高38万円
扶養控除	0	<ul><li>(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円</li><li>(平成21.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人)</li><li>(2) 特定扶養親族 63万円</li></ul>
		(平成14.1.2~平成18.1.1生まれ)
		(3) 老人扶養親族 同居老親等以外:48万円 
		(昭和30.1.1以前生まれ) 同居老親等:58万円
基礎控除	0	最高48万円
雑損控除	×	
医療費控除	×	
寄附金控除	×	(注)ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

は分の算使のでに 6 欄 加す 定年収 が な に 領 が る た め も れ ま の 裏 年かなお 分簿令 お追 減のの和 7 のくまでも今知された計算 の計算の計算を 加さ し した。 計算算整 0) 欄にで令源 算7のの令計 で年も計和算 が対行和泉 追応う6徴

## <当事務所の業務内容>

- 計 (1) 会計システムのサポート(システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導) 1. 会 (2) 財務・金融面の指導(資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
- 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計 2. 税
- 3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
- 4. 経営支援 会社設立、各種規程(就業規則等)の作成、管理会計指導(継続 MAS)
- 弁護士(峰岸)、司法書士(森崎)、社会保険労務士(戸田)、土地家屋調査士(片岡)、 不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
- 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
- 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、 あいおいニッセイ同和損保



資格者 税理士7名(顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、 税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、 生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

な配る偶

不の

控

対

居

こ控の 与動を産居 ほ満 かに たすと基づ 姻 î にすと基礎!を取得す! 住用不動 特 が 期 受け 例 最 間  $\mathcal{O}$ 高 20 するため られ 2 屋 偶 対 年 合 控 ま 産 以 たは が 不 ま Ŏ 除 ま 上 居 す。 Ŏ め た 動 1 位するた 対産は、贈 その は 0) 定 万  $\mathcal{O}$ 1 夫 金銭の 袹 0 の 居 要件 家屋 万円 住用 ま

敷与居地は ① は す の地 まる 居 る 所 す 場住 のる 夫 特 用 八または 与を受け 例を 家屋 して 合 用家 必 部を贈り 族 要 が居 いること が 次屋 適 妻 あ のの 用 りず地 た配 が居 できます 1) 地 住用家屋を所 与する場 を ま に偶者と す。 住 れの せ 用家屋 か み を ます。 高 また贈 贈

# 取り扱い

法人が交通反則金などの罰科金を支払っ た場合、損金算入を認めてしまうとその法 人の税負担が少なくなり、罰科金の効果が 減殺されてしまうことから、罰科金は損金 不算入とされています。

しかし、交通違反に伴って支払うレッカ -移動代などの徴収金は、車両の移動や保 管などの実費を車両の運転者などに負担さ せるものなので、損金不算入とされる罰科 金には含まれていません。ただし、業務に 関連しない行為によって課されたものにつ いては、課された役員や社員に対する給与 として取り扱われます。

なおレッカー移動代などの徴収金は、往 来の妨げとなる違法駐車車両を移動するた めにかかった費用の弁済という一種の損害 賠償的な性格があるという理由から、消費 税の仕入税額控除は認められません。

# レッカー移動代などの